

## 令和4年度 社会福祉法人指導監査の結果概要

### 1 指導監査の実施状況

令和4年度は、21法人を対象として指導監査を実施しました。このうち5法人への指導監査は、三重県福祉監査課が行う社会福祉施設指導監査と合わせて実施しました。

#### (1) 実施状況

指導監査実施数                      21法人    (対象法人数    31法人)

※対象法人数は、年度当初の鈴鹿市が所管する法人数です。

#### (2) 指摘状況（口頭指摘）

指摘有の法人数                      21法人

指摘なしの法人数                      0法人

合 計                                      21法人

#### (3) 指摘の項目別件数

指 摘 項 目	指摘件数
I 法人運営	112
1 定款の状況	2
2 評議員・評議員会の状況	42
3 理事の状況	8
4 監事の状況	10
5 理事会の状況	48
6 評議員，理事，監事の報酬の状況	2
II 事業	0
1 事業一般の状況	0
2 社会福祉事業の実施状況	0
3 公益事業の実施状況	0
4 収益事業の実施状況	0
III 管理	291
1 人事管理の状況	1
2 資産管理の状況	6
3 会計管理の状況	257
4 その他	27
合 計	403

※ I - 2 「評議員・評議員会の状況」の主な指摘

- ・評議員の選任にあたり、徴収すべき書類に不備がある。

I - 5 「理事会の状況」の主な指摘

- ・理事会において、議案について特別の利害関係を有する理事がいないことを確認し、議事録に記載していない。
- ・理事長による職務の執行状況が実際に開催された理事会において報告されていない。(社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項の規定により、報告の省略はできない。)

III - 3 「会計管理の状況」の主な指摘

- ・経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。
- ・計算書類が法令に基づき適正に作成されていない。
- ・注記が法令に基づき適正に作成されていない。
- ・附属明細書が法令に基づき適正に作成されていない。
- ・財産目録が法令に基づき適正に作成されていない。

III - 4 「その他」の主な指摘

- ・当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていない。
- ・法令に定める情報の公表が適切に行われていない。

(4) 確認監査

令和4年度は、実施しておりません。

(5) 特別監査

令和4年度は、実施しておりません。